

經濟論叢

第131卷 第1・2号

福祉財政とその費用負担問題……………	池 上 惇	1
西ドイツ労働組合の成立……………	久 本 憲 夫	13
日本帝国主義形成期における		
東北開発構想(上)……………	岡 田 知 弘	32
関西における電力独占体の形成……………	渡 哲 郎	49
企業成長と企業系列……………	内 田 滋	70
紹 介		
Claude Quétel, <i>De par le Roy :</i> <i>Essai sur les lettres de cachet</i> , Toulouse 1981		
……………	木 崎 喜代治	87

昭和58年1・2月

京都大學經濟學會

西ドイツ労働組合の成立

——西ドイツにおける労働組合の再建過程(2)——

久 本 憲 夫

は じ め に

前稿では、連合軍による占領直後に展開された西ドイツ各地の労働組合結成活動を見ていった。そこで特徴的であった点は、広義の統一組合がいたところで志向されており、そのなかでは集権的統一組合が上部組織としての統一組合に比して優勢であったこと、ヴァイマル期以来の古参組合指導者が第二次大戦後も指導的地位を確保したこと、であった。小論では、各地域で孤立して行われた組合結成活動が西側占領地区レヴェルでいかに統合されていったかを見てゆく。そのさい、イギリス占領地区に重点を置き、アメリカ、フランス占領地区は付随的に扱う。ルール工業地帯を含むイギリス占領地区の労働組合活動が最も活発であり、西ドイツ労働組合運動を主に規定していたと考えられるからである。また、統一労働組合運動の焦点となった、職員組合が統一組合から分立してゆく過程も、ドイツ労働組合総同盟 (Deutscher Gewerkschaftsbund, DGB) との関連において扱う。なお、時期はイギリス占領地区 DGB が結成される1947年4月ごろまでに限定する。なぜならば、イギリス占領地区 DGB の結成大会をもって、集権的統一組合か上部組織としての統一組合かという論争に決着がつき、ドイツ職員組合 (Deutsche Angestellten-Gewerkschaft, DAG) が DGB から分立してゆく過程も明らかになるからである。

I イギリス占領地区

1945年秋の時点でイギリス占領地区内には労働組合活動の中心が3つあった。

ベックラーを中心とするノルトライン、カールを中心とするハノーファー、そしてシュプリートを中心とするハムブルクである。ノルトラインとハノーファーでは集権的統一組合モデルが、ハムブルクでは上部組織としての統一組合モデルが追求されていた。

第1表 イギリス占領地区における労働組合員数(単位:千人)

	'45年 12月末	'46年 3月末	'46年 5月末	'46年 7月末	'46年 9月末	'46年 11月末
ノルトライン	0	283	399	410	441	481
ヴェストファーレン	0	18	237	321	435	461
ニーダーザクセン	38	148	273	233	283	445
ハムブルク	108	138	149	159	173	188
シュレスヴィッヒ =ホルシュタイン	0	14	37	40	62	77
イギリス占領地区計	145	600	1,094	1,163	1,393	1,651

- 1) GBZ, S. 28~41より作成。ただし、ニーダーザクセンからブレーメンの組合員数を除いた。ブレーメンは労働組合の地域割りでではニーダーザクセンに含まれるが、アメリカ占領地区に属していたからである。
- 2) 組合員数は、百の位を四捨五入した。

このような組織形態の違いを統一するために、ベックラーとカールはオスナブリュックで会議を持つことに合意したが、ハムブルク・モデルが否定されるのを恐れたシュプリートは出席を断った。この会議はハムブルクを除く主要都市の指導的労働組合員を集めて、1945年9月に行われた。それは地区を越えて行われた最初の会議であり、相互の情報交換や統一的な方針の決定に役立ったと言われている¹⁾。

しかし、この会議の最中にもノルトラインやヴェストファーレンで集権的統一組合に対立する動きが現われている。たとえば、ルール工業地帯の鉱山・鉄鋼部門では当初から産業別組合への志向が強かったが、パータールやニンブルクでも鉄道員たちが組合結成の動きを見せ、8月にはオスナブリュックでキ

1) *Die Gewerkschaftsbewegung in der britischen Besatzungszone*, Köln o. J. S. 43 (以下GBZと略記); J. Klein, *Vereint sind sie alles?*, Hamburg 1972, s. 354; D. Ross, *Gewerkschaften und sozial Demokratie*, phil. Diss. Bonn 1975, S. 275.

リスト教労働組合結成の動きさえ起こっている。

だが、これらの動きよりもはるかに重要なインパクトを持っていたのはイギリスである。イギリス軍政府は集権的統一組合を阻止しようとした。この動機については議論のあるところだが²⁾、大きく2つに分けられよう。まず軍事的安全の確保である。つまり、占領軍にとってみればドイツ国民全体がナチスであり彼らに強大な組織を認めること自体、危険なことであった。次に、共産主義に対する恐怖である。指導権を社会民主主義者が握っている時はともかく、いったん共産主義者が握れば集権的な統一組合は占領軍にとって非常に危険なものになる。いずれにせよ、ナチスの経験から、組織に従順で民主主義精神の弱いドイツ人という印象を多くのイギリス人将校が持っていたように思われる。したがって、軍政府はこの形態の労働組合を認めるわけにはいかなかった。

軍政府はベックラープランを阻止しようとした。ただ、強制による集権的統一組合の禁止と産業別組合の導入は政治的なイメージを悪化させるし、彼らの民主主義理念にも反するので避けられねばならなかった。そこで軍政府は一方でノルトライン、ヴェストファーレンで3段階計画の第2段階を許可しないことで労働組合活動を停滞させ、他方で外交的戦略を利用することにした。つまり、都市・郡レベルで組合結成の準備は認めるものの組合員募集や組合費の徴収さらには事務所の借受けさえ許さないという抑圧的政策をとり他方でイギリス労働組合会議 (Trade Union Congress, TUC) に派遣団を要請したのである³⁾。

独自に準備を進めていた TUC は、これを受けて1945年10月にドイツへ派遣団を送ることを決定した。そして、この派遣団は11月23日にデュッセルドルフでベックラーら指導的組合員と会談を行った。席上、ドイツ側が集権的統一組

2) R. Steininger, England und die deutsche Gewerkschaftsbewegung 1945/46, in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 18 (1978) S. 64f, 86; S. Mielke, Grenzen und Motiv der Einflußnahme der amerikanischen Militärregierung auf den Aufbau und die Organisationsstruktur der Gewerkschaft in der amerikanischen Besatzungszone, in: *International Wissenschaftliche Korrespondenz zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, 14 (1978) S. 187-202.

3) Steininger, a. a. O., S. 70-86.

合プランを示したのに対し、派遣団はハムブルク・モデルつまり自立的な職員組合を含む産業別組合が望ましいと示唆した。この場では意見の交換にとどまったものの、派遣団は最後の訪問地ベルリンからベックラーに宛てた手紙のなかでさらに同じ助言を繰り返している⁴⁾。

彼らは次いでハムブルクも訪問したが、ハノーファーへは行かなかった。なぜならば、そこでは軍政府当局が狭義の統一組合たる「一般組合」をすでに11月7日に認可していたからである。

ノルトラインの約40名の指導的組合員を集めて、暫定労働組合委員会が11月28日に開かれた。席上、ベックラーたちは従来の集権的統一組合モデルを断念し、TUC 派遣団の「助言」を受け入れることを表明した。続いて100名以上の各地区の代表者を集めて行われた12月7日の会議で、ベックラーは次のように述べている。「心苦しいけれども我々の今までの意図から離れ、外国の友人たちの親切な助言に従うほかに何も残されていないと私は信じる」⁵⁾と。確かに、ベックラーは経済と国家における労働組合運動の課題を達成するためには集権的統一組合が最適だと信じていた。しかし、第2段階に入れなければ労働組合活動は事実上不可能だった。つまり、「我々は認知され、活動しなければならない。しかしどうすれば我々にはそれが可能になるだろうか。もし、我々がプランを変更すればそれは可能になる。すなわち、我々は我々の広範で包括的なプランを見失うことなく、さしあたって自律的な労働組合を設立しなければならなかつた」⁶⁾。

挙手による採決の結果、約5分の4の賛成で組織プランの変更が決まった。しかし、それはハムブルク・モデルではなかった。つまり、ハムブルク・モデルでは、職員は労働者と別に職員組合に組織されることになっていたけれども、ここでは「1事業所1労働組合」の原則が貫徹し、職員のみ組織は継続審議

4) Vgl. *ebenda*. S. 113.

5) 90 Jahre *Industriegewerkschaft 1891 bis 1981*, Frankfurt am Main 1981, S. 349.

6) GBZ, S. 658; E. Schmidt, *Die verhinderte Neuordnung 1945-1952*, Frankfurt am Main-Köln 1970, S. 41.

となったものの、結局認められなかったからである⁷⁾。

ここで決定した規約を軍政府は1946年1月に認可し、ノルトラインの組合活動は第2段階に入ることになる。また、1945年10月の時点で360以上の労働組合が存在していたヴェストファーレンでも産業別組合原則が強要された⁸⁾。いまや、ノルトラインとヴェストファーレンでの産業別組合原則の採用とともにイギリス占領地区内での労働組合形態をめぐる勢力関係は完全に逆転した。集権的統一組合はニーダーザクセンだけで存在していた。ノルトラインと異なっ、て、ここでは一般組合は第2段階に入り、しばらくの間独自の展開を遂げたので以下やや詳しくその過程を扱うことにしよう⁹⁾。

ニーダーザクセンの中心、ハノーファーでは1945年5月の集会で暫定執行部が選出され他地域でも6月から12月にかけて集会が活発に行われていった。ドイツ全土に集権的な統一組合への志向が存在していたにもかかわらず、ニーダーザクセンだけでそれが実現しえたのは労使関係将校ブラーマルとカールの活躍に負っていると言えよう。ブラーマルは多くの保守的なイギリス人将校たちと違って、彼の権限の枠内で、カールらに積極的に協力したのである¹⁰⁾。

さて、ハノーファーでも1945年4～5月の組合結成運動は、軍政府による3段階計画の適用によって御破算となり、再びいちから始めなければならなかった。つまり、組合結成のためにはまず軍政府に集会の許可を申請しなければならず、許可を得ても集会は産業別・職業グループ別に行わねばならなかった。ハノーファーではこの許可は9～10月に与えられている。軍政府は集会を監視し、他方、選挙管理執行部は軍政府に提出する報告を作成し、選挙を監視し、結果を議事録にしなければならなかった。

7) Ross, a. a. O., S. 283.

8) GBZ, S. 659; Schmidt, a. a. O., S. 42.

9) ニーダーザクセンに関しては、F. Hartmann, *Geschichte der Gewerkschaftsbewegung nach 1945 in Niedersachsen*, Hannover 1972, に主に依拠している。

10) Vgl. Steininger, a. a. O., S. 95-98. TUCの友人に宛てたブラーマルの紙によれば、軍政府内の将校の多くは労働組合に敵意をもっていた。ブラーマルはこの手紙のなかで彼らをはっきりと批判している。なお、ブラーマルは1946年に労働党所属の下院議員となる。

結果ははっきりとしていた。1万8千名余りの被用者のうち、実に94.6%が一般組合を支持したのである。これに基づいて、10月18日に一般組合認可の申請が出され、11月7日に軍政府は認可を与えた。なお、この一般組合は執行部も方針も5月のものとほとんど同じであった。

この間、カールは一般組合を全ニーダーザクセンに拡大しようと精力的に活動しており、その手段として往復書簡を盛んに利用していた。そして、ニーダーザクセンの他地域でも組合結成活動は進んでいった。たとえば、ハノーファーの認可に先立つ10月15日にはオスナブリュックで狭義の統一組合が認可を受けFDGBを名のった。最終的には、ニーダーザクセンの約50の地区がこの労働組合形態を採用し、ただ3つの地区でのみ結果は異なっていた¹¹⁾。

州レベルの一般組合設立を目的として、1945年10月にニーダーザクセン委員会が作られる。さらに、1946年1月には49の地区労働組合が参加して、ニーダーザクセンレベルの会談がはじめて行われ、2月には書記局も結成された。

しかし、12月7日のデュッセルドルフ会談以来、一般組合への風当たりがにわかにな強くなっていく。つまり、ノルトラインとヴェストファーレンで産業別組合形態を採用させることに成功したケニーは、12月にニーダーザクセンのブラーマルを訪問し、産業別組合の導入を試みている。だが、ブラーマルはケニーの干渉を退け、一般組合の発展を妨害しようとはしなかった¹²⁾。

イギリス占領地区内では産業別組合結成への歩みが進んでいた。この動きに抗して、カールは12月17日にロンドンのTUC派遣団に宛てた手紙のなかで、丁寧であるが断固として自己のプランを擁護し正当化した。その文面は、TUCに対し敬意を示したのち、以下のように続いている。「このような敬意にもかかわらず、私たちはあなたがたがノルトラインや地域の同僚宛ての手紙のなかで示した意見や方法は正しくないと言明せざるをえません。私たちも、正しい労働組合形態は一般または統一組合、つまり経済部門別、職業別グループに区

11) Hartmann, a. a. O., S. 58; GBZ, S. 33-37.

12) J. Kolb, *Metallgewerkschaften in der Nachkriegszeit*, Frankfurt am Main 1970, S. 31; Schmidt, a. a. O., S. 42.

別された一つの労働組合形態であると考えています。つまり、それはノルトライン地域で成立し、あなたがたが混乱させたのと同じ労働組合形態です。……私たちが概観しうる限り、あなたがたの訪問の時まで全ドイツで労働組合に関心を持つ生産者による多数意志として、民主的なやり方で統一組合が要求されていました。ことに強調しなければならないのは、統一組合を支持するこの考えが個々の地域で相互に独立して呼び起こされたということです。』¹³⁾ と。これに対し、派遣団の1人ハリスは集権的組織がナチス支配を可能にしたこと、それが官僚化しやすいことなどの理由を示して、狭義の統一組合を否定した¹⁴⁾。

さて、1946年3月にハノーファー＝リンデンで、イギリス占領地区の組合指導者がはじめて一堂に会した。この第1回労働組合会談で、カールは社会化や計画経済などの課題を果たすために組合勢力の結集を説き、これにベックラーやバーム (Hans Böhm) も支持を表明した。また、ベックラーはこの場で産業別組合結成を所与のものとしながらも、近い将来に集権的統一組合へ編成替える可能性を示唆している。これに対し、ハムブルクの代表者は、職員を組織するために職員のみ組織が必要であると主張した。結局、この会談では組織問題は決着がつかず、次のような不明瞭な決議がなされたにすぎない。「会談は、課せられた任務を最も良い方法で達成することによってのみ、労働組合の形態が規定されうるという把握で一致した。会談は、はっきりと次のことについて合意した。労働組合の最重要の課題つまり働く者の経済的利害の代表、青少年の教育と世話、成人教育、そしてとりわけ経済における協力と共同決定は、最も鋭い組織的総括と統一化がある場合のみ満足に解決されうる」¹⁵⁾ と。

この不明確な決議の結果、イギリス占領地区内の各地域でそれぞれの組合設立活動がさらに進むことになった。つまり、ノルトラインとヴェストファーレンでは「1事業所1労働組合」という厳格な産業別組合原則に、ハムブルクや

13) Vgl. Steininger, a. a. O., S. 114-117.

14) Ebenda, S. 117f.

15) Protokoll der I Gewerkschaftskonferenz der britischen Zone vom 12. -14. 3. 1946 in Hannover-Linden (o. O. o. J.) in: Hartmann, a. a. O., S. 73.

シュレスヴィッヒ=ホルシュタインでは職員組合を認めるゆるやかな産業別組合原則に、そしてニーダーザクセンでは狭義の統一組合の原則にそれぞれ従って、労働組合設立活動が続行されたのである。

なお、この会談の成果としては、調整審議機関たる占領地区執行部および占領地区委員会の設立があげられよう。占領地区執行部は各管区代表のベックラー、シュプリート、ベーム、カールと職員代表のデル (Wilhelm Dörr)、官吏代表のヤーン (Hans Jahn) の6名から構成されており、軍政府によって労働組合の暫定的な代表として認知された。また、占領地区委員会は執行部の諮問機関として各管区それぞれ5名の代表者からなり、組織問題をはじめ多くの問題を討議した。

さて、この間も TUC からカールに対する説得が続けられてゆく。たとえば1946年春にはゴットフルヒト (Hans Gottfurcht)¹⁶⁾ が、7月にはシトリネ (Walter Citrine)¹⁷⁾ を団長とする代表団がドイツを訪れたさい、ニーダーザクセンが一般組合を断念するように忠告している。だが依然としてカールはこれを拒否していた。

組織形態についての最終的な決定は、1946年8月21日から23日にかけてビーレフェルトで開かれた第2回占領地区労働組合会談でなされた。ここで、ベックラーは5月の占領地区執行部、占領地区委員会の決議に従って次のような動議を提出した。「ビーレフェルトに集まった人びとの確信に従えば、職業別グループおよび部門に細分され同時に必要に応じて地域的に区分された自律的な産業別組合が、最高の効率を約束する組織形態である」¹⁸⁾ と。ベックラーやベームは1年前には集権的統一組合を最高の形態とみなしていたのに、今では産業別組合を最も効果的であると宣言した。これに対し、カールは対抗動議を提

16) 元来、ゴットフルヒトはドイツの労働組合員であり、大戦中は労働組合のイギリス亡命グループを指導していた。だが、彼は同時に TUC にも属しており、ドイツには戻らなかった。

17) シトリネは当時 TUC の総書記であり、1928年から45年まで国際労連議長、1945・46年には世界労連議長を歴任している。

18) Protokoll der Gewerkschaftskonferenz der britischen Zone vom 21.-23. August 1946 in Bielefeld (Bielefeld o. J., S. 66) in: Hartmann, a. a. O., S. 74.

出するが、彼の動議は採決されなかった。なぜならば、ベックラーの動議がすでに賛成267票反対78票で可決されていたからである。

ここにイギリスの占領地区レヴェルで決定がなされ、ニーダーザクセンはそれに従わねばならなかった。そして、この決議を踏まえた上で、人的資源局長は10月に占領地区レヴェルにおける産業別組合の統合を認可したのである。

ニーダーザクセンの一般組合は、それでも当初労働組合同盟にできるだけ強い権限を与えようと試みる。だが、この抵抗も内部からくずれてゆくのである。つまり、一般組合内の経済部門別グループは占領地区レヴェルで統合が許されたあと、産業別組合へ結集する動きを見せ、一般組合から離脱してゆくのである¹⁹⁾。

占領地区レヴェルにおける中央組織の設立は1947年4月下旬に行われた²⁰⁾。このイギリス占領地区 DGB の設立は第2回労働組合同盟以来可能であったにもかかわらず、予定より遅れていた。この理由は明らかにされていないが、一般組合の解体がなかなか進まなかったのが原因の1つではないと思われる。すなわち1947年2月末のニーダーザクセン委員会会議でも、そしてイギリス占領地区 DGB 結成大会においてさえ、経済部門別グループないし産業別組合の代表者たちとならんで、一般組合の代表者も出席していたのである。そして、ニーダーザクセンの一般組合が最終的に解体され、産業別組合に編入されるのはようやく1947年7月1日のことであった。

II 職員組合の分離独立過程

統一組合結成活動のなかで独白の動きを示したもののうち、特に重要なのは職員層の動きである。

イギリス占領地区の職員運動はまずハムブルクで起った。ここでは当初 SFG

19) ちなみに、占領地区レヴェルで最初に結成された労働組合は鉱山産業別組合 (I. G. Bergbau) であり、1946年12月に総会を開いた。また、金属産業別組合 (I. G. Metall) の結成は1947年2月下旬のことであった。

20) Hartmann, a. a. O., S. 77-79.

が成立しており、職員は労働者とともに各産業別グループに区分されていた。だが、SFGの解体後、ヴァイマル期の「一般自由職員組合」(Allgemeiner Freien Angestelltenbund, AfA-Bund)の流れをくむ人びとを中心に、ドイツ職員組合(DAG)が結成された。DAGは自律的な職員組織として順調に発展し、上部組織のハムブルク自由労働組合に加盟するとともに、管轄地域をシュレスヴィッヒ＝ホルシュタインへ拡大してゆく。

一方、ノルトラインでは産業別組合原則を採用した1945年12月に、主として職員を包括する4つの組合が作られた。これに対し、ニーダーザクセンでは職員は労働者といっしょに一般組合に組織されており、自立した組織は存在しなかった。

すでに述べたように、1946年3月の第1回労働組合会談でも組織問題は解決しなかったが、その2ヵ月後に、DAGはイギリス占領地区全体の職員組織を作るために占領地区レヴェルで職員の会合を主催した。席上、DAGが自立的な職員組合の結成を擁護したのに対し、ボーフムのシュミット(Walter Schmidt)らは職員を産業別組合のなかに組織するように主張した。この会合の正式な参加者はハムブルクの131名と北ドイツ地域の24名のみであり、ニーダーザクセン、ノルトライン、ヴェストファーレン地域の37名は単なる来賓にすぎなかった。にもかかわらず、DAGは決議のさいに来賓を含めようとしたのみならず、この場で任命した作業委員会に占領地区レヴェルで職員を組織化する任務を付与しようとしたのである。だが、DAGのこの企ては来賓たちの激しい反発に会い、失敗してしまう²¹⁾。

ベックラーをはじめ職員組合を認めない人びとにとって、このような被用者全体からの職員の分離は被用者全体の統一を妨害するものであり、彼らは労働者と職員を同一組織に組織することによってはじめて被用者全体の利益を図ることができると考えた。これに対し、DAGは次のように主張した。自律的な職員組合を結成することこそが職員層の団結を確かにし、経済面における従来

21) Ross, *a. a. O.*, S. 288f; Klein, *a. a. O.*, S. 320f.

の職員の特別な地位²²⁾を保持する唯一の道であり、職員を産業別組合に組み入れることは単に職員の分裂をもたらすにすぎない。この意味で、職員の統一が何よりも重要であると²³⁾。このような DAG の主張の背後には、職員が労働者とは異なった職業身分に属するという意識が伏在していると言えないだろうか²⁴⁾。そして、まさにこの意識こそ、DAG 以外の組合指導者たちにとって克服すべきものであった。

さて、DAG の宣伝活動がイギリス占領地区全体へ広がりを見せたために、各産業別組合および一般組合と DAG とは至る所で競合・対立関係に入っていく。そして、1946年8月の第2回労働組合同盟で、1事業所1労働組合の原則が確認されたにもかかわらず、DAG はこのビーレフェルト決議を拒否し、独自の活動をさらに続けた。このため、占領地区執行部はこの対立を調停することが必要となり、各産業別組合と DAG とからなる臨時委員会を設けたのである。この臨時委員会で1946年12月に一種の「城内平和」が締結された。つまり現状を互いに認め、産業別組合から DAG への、または逆の組合員の移動は双方が認めない限りなし得ないことになった²⁵⁾。だが、DAG はこのニーンブルク協定を守らず、ヴェストファーレンで活動を始めるとともに、1947年2月には再び統一的職員組合を要求した²⁶⁾。

このような状況のなかで職員問題を話しあうために、4占領地区の職員代表の協議がフランクフルトで3月に行われた。この時の決議は次のように要約できる。(1)1933年以前には政治潮流などの違いから91を下らない数の職員組合が存在していたのに対し、今日の職員運動が組織的に強固になりイデオロギーの統一体になったことは大きな進歩である。(2)労働組合同盟の枠内における自立

22) 岸田尚友氏の一連の研究ノート(『日本労働協会雑誌』No. 199, 202, 203, 206, 211所収)を見よ。

23) Ross, a. a. O., S. 289f.

24) 職員層の歴史については、J. Kocka, *Die Angestellten in der deutschen Geschichte 1850-1980*, Göttingen 1981 を参照せよ。ここでは171ページ以下。

25) GBZ, S. 520f; Ross a. a. O., S. 313f.

26) GBZ, S. 521f. ただしそのさい、DAG はイギリス占領地区 DGB の一員であることが確認されている。

的な職員組合の創造を勧告する。ただし、最終目標は全被用者の組織的合である。(3)鉱山、化学、鉄鋼、エネルギー産業、行政、公益事業、公共企業体では全被用者を包括する統一組織を勧告する²⁷⁾。

このフランクフルト協定は、一方で DAG を中心とする職員運動を肯定し、他方で全被用者の統一組織を目指すという妥協の産物であった。職員組合は否定されなかったものの、あらゆる部門の職員を組織することは不可能となった。事実、この決議を作成した人びとはこれを、産業別組合へ職員を組込むための過渡的な段階とみなしていた。これに対し、DAG の第1議長デルは、鉱山、化学、鉄鋼、エネルギー産業という社会化すべき部門を例外として、他のすべての部門の職員を包括する職員組合を要求する。

イギリス占領地区 DGB は、このような DAG の行動を見過すことができなかった。1947年8月末に同盟執行部と顧問会はニーンブルク協定に基づいて、DAG と各産業別組合の双方に未組織の職員の獲得を許可し、他方でそれぞれの組合員の引き抜きを原則として禁止した。この決定は1947年12月31日まで有効とされ、この間に同盟執行部はフランクフルト協定を踏まえて、DAG の管轄を商業、銀行、保険に限定した。しかし、この決定はすべての職員の組織化を目指す DAG にとって、とうてい認めることのできないものであった。また1948年3月4日に、同盟執行部、各産業別組合議長、DAG 議長は再び話しあったが、ここでも DAG の管轄に関して意見は一致しなかった。こうして、イギリス占領地区 DGB と DAG の対立は抜き差しならないものとなっていったのである。

ついに1948年3月20日の同盟執行部・顧問会会議で、バックラーは臨時同盟大会でこの問題に決着をつけることを提案する。多数の論理で押し切ろうとす

27) この協定は1947年5月の第4回占領地区間会談で受け入れられた。なお、1946年12月から1948年8月まで9回にわたって行われた占領地区間会談は冷戦の高まりを示す1つの実例である。この占領地区間会談の失敗は、すなわち4占領地区の労働組合統一の失敗であった。これについてはさしあたり、A. Behrendt, *Die Interzonenkonferenzen der deutschen Gewerkschaften, Berlin (Ost) 1960.* を参照せよ。ここでは S. 271f. また、フランクフルト協定については、GBZ, S. 522f.; Ross, a. a. O., S. 315f.

るこの強硬策を DAG は当然拒否し、この結果イギリス占領地区 DGB からの DAG の脱退は避けられないものとなった。1948年6月半ばにレクリングハウゼンで行われた臨時同盟大会は同盟の提案を153対20で可決したが、もとより DAG にはこれを受け入れる気などなかった²⁸⁾。そして、DAG はイギリス占領地区 DGB から1948年7月に正式に脱退し、独自の組織として存続してゆくことになるのである。

III アメリカおよびフランス占領地区

アメリカ占領地区の労働組合結成活動も組織形態に関しては多様性を示していたが、アメリカ軍政府は組合結成の許可を容易には与えなかった。

ヘッセンでは、フランクフルトで上部組織としての統一組合が当初から結成されたのに対し、他の多くの地区ではいくつかの相違点を含みつつも集権的統一組合が志向されていた²⁹⁾。1946年2月には集権的統一組合の代表者会談が行われ、この組織形態の支持を確認している。他方、フランクフルト FDGB は

第2表 アメリカ占領地区における労働組合員数(単位:千人)

	'45年 12月	'46年 1月	'46年 5月	'46年 8月	'46年 12月	'47年 1月
バイエルン	95	100	349	306	359	394
ヘッセン	40	103	213	263	300	320
ヴュルテムベルク＝ バーデン	122	175	255	260	291	307
ブレーメン	6	10	29	51	63	66
アメリカ占領地区計	263	388	746	880	1,013	1,087

出典) M. A. Kelly, The Reconstitution of the German Trade Union Movement, in: *Political Science Quarterly*. Bd. 64 (1949) P. 41.

・Weiß-Hartmann, a. a. O., S. 109 によれば、ヘッセンの組合員数は、'46年5月で19万9千人、8月で26万3千人、12月で30万6千人(百のケタを四捨五入)である。

28) GBZ, S. 525-527.

29) ヘッセンに関しては、A. Weiß-Hartmann, *Der Freie Gewerkschaftsbund Hessen 1945-1949*, Marburg 1977, S. 87-110. に主に依拠している。フランクフルト以外で上部組織としての統一組合が志向された例としては、オッフエンバッハ、フルダ等がある。vgl. A. Jacobi-Bettien, *Metallgewerkschaft Hessen 1945 bis 1948*, Marburg 1982, S. 85-101.

当初こそ交通・通信機関の欠如もあって、うまく他地区へ影響を及ぼすことができなかったものの、アメリカ軍政府と世界労連の明確な支持を得て³⁰⁾、徐々に他地区へ働きかけを強めてゆく。

州レベルの代表者会談が1946年3月に行われた。だが、ここでは州レベルの統合を目指した方針を決議したにとどまり、組織形態に関しては合意しなかった³¹⁾。また、4月に選出された暫定執行部も、フランクフルト6名、他地区6名で構成されており両勢力は拮抗していた。

さて、ヘッセンで上部組織としての統一組合の結成が決定されたのは、6月の執行部会議であろうと推測されている³²⁾。イギリス占領地区のカールのような強い抵抗はここでは見られなかった。理由の1つとして、すでにこの時点ではイギリス占領地区で産業別組合原則の優位が決定的となっており、アメリカ占領地区内の抵抗も軍政府の態度を考慮すればむだなことがはっきりしていたことがあげられよう。

8月末に、ヘッセン自由労働組合同盟(Der Freie Gewerkschaftsbund Hessen, FGB)が結成された³³⁾。FGBの規約はフランクフルトFDGBの草案を土台としており、それはフランクフルトの主導的な役割を反映していた。それでも、FGBは各組合に対して、かなり強力な地位を保持していた。たとえば、各組合に拘束的な決議をしうる同盟顧問会の存在、組合費の15%を連帯基金として中央金庫に納入することなどである。このように同盟が比率的強い組織となった背景にはフランクフルトとそれ以外の地区の組合との一種の妥協があったと考えられるが、いずれにせよ、この権限も除々に切り縮められてゆくのである³⁴⁾。

30) Weiß-Hartmann, a. a. O., S. 88.

31) *Ebenda*, S. 89f. これに対し, Ross, a. a. O., S. 320. はここで産業別組合設立へ向けて努力することが決議されたと主張している。

32) *Ebenda*, S. 92, 354 Anm. 320.

33) 15名の FGB 執行部全員が社会民主主義者であって、キリスト教系や共産党系の人物が1名もいなかった点は注目すべきである。

34) *Ebenda*, S. 159.

ところで、この結成大会で最も激しい論争となったのは同盟の名称をめぐるものであった。FDGB か FGB かの争いは、ソ連占領地区ですでに結成されていた FDGB に近い立場をとるのか否かという問題を象徴的に示していたと言えよう。そして、結局163対80で FGB が採用される³⁵⁾。

職員層について言えば、FGB は15の産業別組合から構成されており、職員はそのなかに包括されていた。そして、ヘッセンでは職員組合結成の動きさえ見られなかった³⁶⁾。

次に、アメリカ占領地区部分のヴュルテムベルクとノルトバーデン、後のヴュルテムベルク＝バーデン州の動きを見てみよう³⁷⁾。

シュトゥットガルトを中心に活動していたヴュルテムベルク労働組合同盟(WüGB)は11月9日に真の同盟組織として、軍政府の認可を得る。だが、軍政府は12月18日に組合結成活動が「上から」なされていることを理由に、その認可を撤回し、ただ暫定的機関としてその存続を許した³⁸⁾。1946年1月上旬にWüGBは軍政府の考えに沿った形で地区レヴェルからの設立活動をはじめねばならなかった。そして、5月半ばまでにノルトヴュルテムベルクの産業別組合は公式の認可を受け、その組合員数は14万人に達していた³⁹⁾。

ノルトバーデンの中心は、マンハイム、ハイデルベルク、カールスルーエであり、これらの地区では集権的統一組合が結成されていた。これらの組織はノルトバーデンレヴェルの統合を認められず、軍政府と世界労連の圧力を受けつ

35) イギリス占領地区 DGB の結成にさいしても FDGB か DGB かの論争があった。vgl. U. Borsdorf, Hans Böckler—Repräsentant eines Jahrhunderts gewerkschaftlicher Politik, in: H. O. Vetter (Hrsg.), *Vom Sozialistengesetz zur Mitbestimmung*, Köln 1975, S. 52.

36) Ross, a. a. O., S. 321.

37) バーデンとヴュルテムベルクがアメリカ占領地区とフランス占領地区に分けられたのは1945年7月のことであり、アメリカ占領地区となった両州の北部が合同してヴュルテムベルク＝バーデン州となるのは9月末のことである。vgl. Kolb, a. a. O., S. 148 Anm. 69. ヴュルテムベルク＝バーデン州の組合活動については, C. Seifert, *Entstehung und Entwicklung des Gewerkschaftsbundes Württemberg-Baden bis zur Gründung des DGB 1945 bis 1949*, Marburg 1980.

38) Edenda, S. 151f, 443f Anm. 344; Kolb, a. a. O., S. 61; Mielke, a. a. O., S. 201.

39) Seifert, a. a. O., S. 152-156.

つも、1946年春の時点で11万人の組合員を擁していた。

さて、ヴュルテムベルク＝バーデンレヴェルの統合の動きが表面化するのは1946年2月のノルトバーデンの諸組合とWüGBとの会談においてである。ここで、産業別組合を基本とした統合が決議された。その後もノルトバーデンの代表者たちは財政権を同盟に与えようと試みているがこれも失敗に終る。結局、ノルトバーデンでは集権的統一組合が解体されたあと、地区レヴェルで産業別組合を形成し、それぞれが州レヴェルで統合していったのである。そして、ヴュルテムベルク＝バーデン労働組合同盟が1946年8月29日から9月1日にかけて結成大会を行った。同盟規約によれば、財政権、組合員加入資格は産業別組合に属し、職員組合も認められていた。

バイエルンでも1946年6月に第1回バイエルン労働組合同盟大会が行われた。この大会には地区レヴェルの産業別、職業別組合しか参加を許されていなかったもので、多くの地区レヴェルの統一組合は名目上産業別組合の連合体という形をとってこれに参加していた。大会において規約臨時委員会は13の産業別組合を結成することを勧告し、承認された。1947年3月に成立したバイエルン労働組合同盟は、かなり集権的な特徴をもっていたとはいえ、自立的な産業別組合の上部組織だったと言われている⁴⁰⁾。

職員について言えば、ここではバイエルン職員組合という組織が存在していたが、管轄は銀行、保険、卸小売業に限定されており、対象も職員のみならず労働者も含んでいた。したがって、その名称にもかかわらず、その実体は産業別組合であった。だが、ここでもイギリス占領地区のDAGと同様に職員組合の指導者たちはこの決定に不服を申し立て、あらゆる業種の職員を組織できるように要求しており、占領地区を越えた具体的な統合が認められるとともに、DAGとの合同を志向してゆくのである⁴¹⁾。このようにアメリカ占領地区における組合結成活動は展開していったが、占領地区レヴェルの統合はついに起こ

40) Kolb, *a. a. O.*, S. 73; Ross, *a. a. O.*, S. 334.

41) Ross, *a. a. O.*, S. 334f.

らなかった⁴²⁾。

最後にフランス占領地区での動きであるが、詳しく扱う余裕がないので要約しておこう⁴³⁾。この地域の活動は、(1)元来、組合運動の盛んな所ではないこと、(2)フランス軍政府が組合運動を非常に規制したことから占領地区のなかで、最も低調であった。

ジュートヴェルテムベルク＝ホーエンツォレルンでは地区レヴェルにおいて、職業別、産業別組合と並んで集権的統一組合も存在していた。また1945年末ごろまでは WüGB と合同するのは自明のことだと思われていた。だが、フランス軍政府は地区レヴェルを越えた統合も集権的な統一組合も認めようとはしなかった。この労働組合同盟はようやく1947年2月に結成されたが、軍政府は地区レヴェルの職業別、産業別組合を単位とすることを強要し、財政権もこれらの組合に持たせたので、同盟の権限はきわめて限定されたものにとどまっていた。

ジュートバーデンでも事情は同じだった。バーデン労働組合同盟は1947年3月に結成されたが、フランス軍政府の指図により規約のなかに地区の職業別、産業別組合が自由に地区委員会に加入し、かつ脱退できることを定めねばならなかった。

ラインラント＝プファルツでも組織形態をめぐる論争はあまりなされなかったようだ。コブレンツやノイシュタットでは1946年7月の時点で上部組織としての統一組合が形成されていたが、軍政府の介入によって1946年末に解体されている。ラインラント＝プファルツ一般組合は1947年5月に結成された。この

42) Weiß-Hartmann, a. a. O., S. 161. によれば、アメリカ軍政府はこの時点ではイギリス占領地区 DGB の圧倒的な強大さに対抗させるために、占領地区レヴェルで統合を認める用意があったが、すでに全ドイツレヴェルの統合へ向けた努力がなされており、組合指導部は占領地区レヴェルの結合が強まって従来の州および全ドイツレヴェルの結合が弱まるのを恐れて、これに応じなかった。

43) ザールラントは、フランスに併合されていたのでここでは扱わない。なお、ジュートヴェルテムベルク＝ホーエンツォレルンとジュートバーデンの2州は、1951年にヴェルテムベルク＝バーデンと合同して、バーデン＝ヴェルテムベルク州となる。フランス占領地区における組合活動については、Kolb, a. a. O., S. 76-95; Ross, a. a. O., S. 340-352. に主に依拠した。

労働組合も上部組織であったが、ただ地区委員会を通じてある程度の権限を有していた。

小 括

連合軍による占領直後、ドイツの各地域で孤立しながらも復活していった労働組合は、占領地区が確定したのちイギリス占領地区では占領地区レヴェルで、アメリカ、フランス占領地区においては州レヴェルで統合していった。

イギリス占領地区では当初いたるところで集権的統一組合の設立がもくろまれた。だが、ハムブルクでは組合内の力関係の変化と占領軍の圧力の結果、職員組合を含むゆるやかな産業別組合原則に基づく労働組合同盟が早い時点で成立し、ノルトラインとヴェストファーレンでも軍政府の強い圧力の下に上部組織としての統一組合が強要された。他方、ニーダーザクセンでは集権的統一組合の設立が許されかなり大きな組織に成長していったが、占領地区レヴェルの統合にさいして、この組織形態は断念されねばならなかった。

これに対し、アメリカ占領地区では集権的統一組合が産業別組合と並んで成立していたが、ここでも軍政府の圧力もあって州レヴェルでは後者の組織形態が貫徹することとなった⁴⁴⁾。また、フランス占領地区では組合結成活動は最も抑圧されており、組合運動側の非力さもあって、かなり遅れて分権的な上部組織が成立した。

総じて言えば、集権的統一組合への願望はイギリス占領地区で最も強く、アメリカ、フランス占領地区ではそれほど強くなかった。他方、各軍政府は一貫して集権的統一組合を排斥しようとし、この点ではフランスが最も徹底していた。また、イギリス占領地区の指導的役割を考慮するならば、西ドイツ労働組合運動は当初集権的統一組合志向が優勢であったと言えよう。そして、占領政策によってこの優位が失われ、産業別組合原則に従った上部組織としての労働

44) Mielke, a. a. O., S. 191. が指摘するように、労働組合運動内の産業別組合支持勢力を過少評価してはならないだろう。

組合同盟が成立したのである。

労働組合運動の統一を目標としていたという点では後に分離してゆく職員組合も例外ではなかった。当初から職員層の一部は確かに独自の組織を持つようとしていたが、それは労働組合同盟の一員であることを前提としていた。職員組合は産業別組合との管轄をめぐる確執が起こり、職員のための組織が認められなくなった時点で、労働組合同盟から離れてゆくのである⁴⁵⁾。ここでは軍政府の政策は重要ではない。むしろ、労働者とは区別された存在でありつづけようとした職員層の自己意識こそが決定的要因であった。

(1982年8月2日稿)

45) DAG はイギリス占領地区 DGB から脱退するさい、アメリカ占領地区とフランス占領地区に存在していた職員組合の支持を受け、1949年4月にはアメリカ占領地区の職員組合と合同する。なお、1949年7月にハイデルベルクで行われた会議で、西ドイツレヴェルの DGB から DAG を排除することが最終的に決議された。GBZ, S. 528f; Ross, a. a. O., S. 368.